

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行政システム改革課
根拠法令等	
【改正の概要】	
<p><b>1 「愛媛県権限移譲指針」に基づく新たな権限移譲に伴う改正</b></p> <p>公有水面埋立法に基づく公有水面埋立の免許等に係る事務（市管理漁港区域に限る。） 〔移譲先：松山市〕</p> <p>国有財産法に基づく漁港区域の立入り及び境界確定に係る事務 〔移譲先：今治市、宇和島市、新居浜市、大洲市、四国中央市、上島町、愛南町〕</p> <p>国有財産法に基づく港湾隣接地域の立入り及び境界確定に係る事務 〔移譲先：今治市、宇和島市、上島町〕</p> <p>土地改良法に基づく換地計画の認可等に係る事務 〔移譲先：宇和島市、愛南町〕</p> <p>商工会議所法に基づく特定商工業者の該当基準の引上げの許可等に係る事務 〔移譲先：宇和島市、松前町、砥部町、内子町、愛南町〕</p> <p>土地区画整理法に基づく個人・組合が施行する土地区画整理事業の施行の認可等に係る事務 〔移譲先：久万高原町〕</p> <p>租税特別措置法に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与することの認定関係等に係る事務 〔移譲先：上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町〕</p> <p>工場立地法等に基づく特定工場の新設の届出受理等に係る事務 〔移譲先：松山市、内子町〕</p> <p>住宅地区改良法に基づく改良地区内における建築物等の新築等の許可等に係る事務 〔移譲先：西条市〕</p> <p>商工会法に基づく商工会の設立の認可等に係る事務 〔移譲先：宇和島市、松前町、砥部町、内子町、愛南町〕</p> <p>宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域の指定等に係る事務 〔移譲先：西条市、四国中央市、西予市〕</p> <p>都市計画法に基づく開発の許可等に係る事務及び測量・調査のための土地の試掘等の許可等に係る事務 〔移譲先：四国中央市、西予市〕</p> <p>都市再開発法に基づく市街地再開発促進区域内における建築の許可等に係る事務 〔移譲先：久万高原町、砥部町〕</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地を譲渡しようとする場合の届出等に係る事務 〔移譲先：愛南町〕</p> <p>中小小売商業振興法に基づく商店街整備計画の認定等に係る事務 〔移譲先：宇和島市、西予市、砥部町、内子町、愛南町〕</p> <p>国土利用計画法に基づく権利取得者の利用目的の届出等に係る事務 〔移譲先：愛南町〕</p> <p>浄化槽法に基づく浄化槽の設置等の届出の受理等に係る事務 〔移譲先：今治市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、鬼北町〕</p>	
<p><b>2 法令改正に伴う改正</b></p> <p>温泉法の一部改正に伴うもの 事務の追加、条項ずれ ・温泉の採取の許可の経由事務ほか 〔移譲先：松山市〕</p> <p>原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の一部改正に伴うもの 条項ずれ</p> <p>介護保険法の一部改正に伴うもの 条項ずれ</p> <p>消費生活用製品安全法施行令の一部改正に伴うもの 条項ずれ</p>	
施行日	平成21年4月1日、ただし、2 の改正の一部及び2 の改正は公布の日から、2 の改正は平成21年5月1日